

平成 30 年 7 月

生産性向上特別措置法の先端設備等に係る証明書発行申請時のお願い

(一社) 日本画像医療システム工業会
税制証明書発行担当

1. (一社) 日本画像医療システム工業会 (JIRA) の発行する証明書は税制措置が受けられることを保証するものではありません。
 - 証明書は、「販売時期」と「生産性向上 1 %」の要件を満たしていることを証明する書類であり、税制の適用を受けられることを証明している書類ではありません
 - 証明書が発行されたから、税制措置が必ず受けられるものではありません。
2. 「生産性向上特別措置法の経営力向上設備等」と「中小企業等経営強化法の先端設備等」に係る証明書が統一されました。
 - 統一フォーマットの証明書様式 1 にて申請願います。
3. JIRA が証明書を発行する本税制の対象となる生産設備とは器具・備品の中の医療機器 (JIRA 品目に限る) です。
 - 「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に関する JIRA 証明書発行対象品目一覧」をご確認願います。
4. 申請者は JIRA 会員全企業、または会員外企業の中の製造販売業者です。
 - 当該設備の販売時期、新モデル・旧モデルの判断やその性能の正確な把握が求められるため申請者は JIRA 会員全企業、または会員外企業の中の製造販売業者に限ります。代理店や子会社等が商流に絡んでいても JIRA 会員企業でなければ申請はお受けできません。
 - 代表者氏名については、特段制限はありません。代表取締役のほか、工場長や経理部長など部門長でも可とします。
5. 申請者は申請連絡者の登録をお願いします。
 - 申請にかかわる業務を円滑に行うため、申請される会員企業と当工業会との連絡窓口を一本化したいと思います。各企業内に申請業務の窓口となるご担当者を 1 名決めていただきますようお願いいたします。初回にまず「中小企業税制申請連絡者登録届」を提出願います。そして申請に際し、「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る証明書発行申請書」の「申請連絡登録者」欄には登録を行った申請連絡者と同じ担当者名の記載をお願いします。
 - 担当者が変更になったときは変更届を提出願います

- JIRA から発行する証明書と請求書を申請連絡者へ送付します

6. エビデンス資料について①

- 販売開始年度は2種類のエビデンス資料が必要です
 - ✓ 当該設備の販売開始年度がわかるもの
 - ✓ 一代前モデルの販売開始年度がわかるもの
- 設備性能も2種類のエビデンス資料が必要です
 - ✓ 当該設備の性能が分かるもの（生産性向上要件の計算の際に用いた数値が分かるもの）
 - ✓ 一代前モデルの性能が分かるもの（生産性向上要件の計算の際に用いた数値が分かるもの）
- エビデンス資料は、原則製造販売業者等※2の公表資料（カタログ等）をご用意ください。また、該当する部分をマーカーで色づけする等、確認作業の際にわかりやすくしてください。
- 2回目以降のエビデンス資料は、先に発行されたエビデンスの該当部分のみをコピーした資料（A4 1枚程度）をご提出ください。

※2 ここでのいう製造販売業者等とはJIRA会員全企業と会員外企業の中の製造販売業を指します。（当該設備の販売時期、新モデル・旧モデルの判断やその性能の正確な把握が求められるため）

7. エビデンス資料について②

- エビデンス資料は公表されている資料（カタログ、仕様書、添付文書、ホームページ等）で証明いただくことを原則とします
- 公表されている資料が全くない場合は社内文書（販売開始通知等）、プレスリリース記事等でも考慮します

8. エビデンス資料について③

- 新製品であっても、まずは（同じ系統でなくても）社内の類似する機能・性能を持つ設備を何かしら抽出し、その設備と比較願います。それでも比較するものが見つからない場合は、類似する機能・性能を持つ設備が社内には一切ないことを記載した文書を添付し、様式2チェックリストの「生産性向上」欄に、「比較すべき旧モデルが存在しない新製品であるため、比較不要」等と記載願います。
- その場合でも当該モデルの性能指標は記載願います。

9. 申請書類は郵送もしくは宅配便のみ受け付けます

- 書類は郵送もしくは宅配便のみ受け付け、持参は受け付けませんが郵送の形で封筒に入っているもの（切手が貼っていないだけ）は受け付けます
- 申請は登録している申請連絡者よりJIRA税制証明書発行担当へ送付願います
- 書類不備の時は着払いで返送させていただきます

10. 証明書発行に関するお問合せは申請連絡者経由でメールのみ受け付けます。
- 証明書発行に関するお問合せは申請連絡者経由でメールのみ受け付けます。税制度の概要全般に関してご質問がある場合は、中小企業庁または厚生労働省にお問い合わせください。
 - 証明書発行について（メールのみ受け付けます）
 - 製造販売業者等で登録済の申請連絡者経由でメールにて問い合わせ願います
（一社）日本画像医療システム工業会 税制証明書発行担当 shoumei1@jira-net.or.jp

【ご参考】

「生産性向上特別措置法」「中小企業の生産性向上のための設備投資について」お問い合わせ先
中小企業庁事業環境部財務課 菊川

担当者：山本、上野、横倉

電話：03-3501-1511（内線 5231～6）

03-3501-5803（直通）

03-3501-6868（FAX）